

* 競技会における広告に関する規定（衣類の広告について）

クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴまたはクラブロゴのいずれか1つを前に表示することが出来る。文字の高さは4cm以内、ただし、ロゴの場合は40cm²以内とする。

製造会社のロゴは以下の通りとする。

1 ベスト

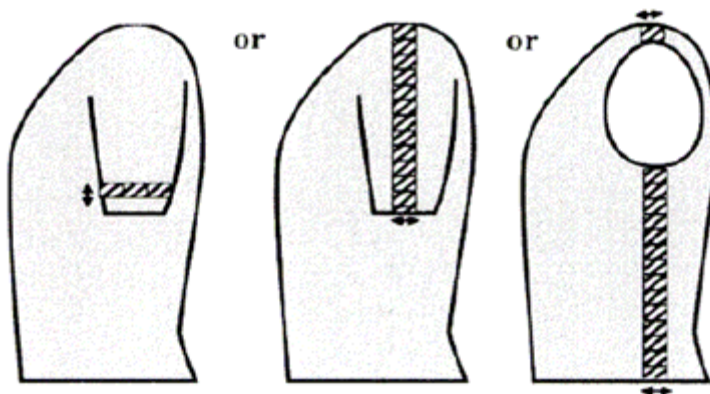
製造会社名/ロゴの例

文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内

面積30cm²以内の長方形



製造会社の装飾的なデザインマークの例



製造会社の装飾的なデザインマークの例

10cm以内の帯状

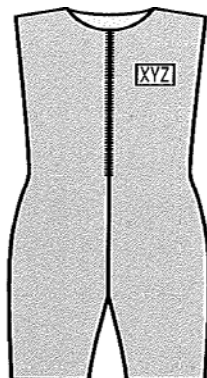
2 レオタード

製造会社名/ロゴ（1カ所）

文字が高さ4cm以内、トータル

のロゴの高さは5cm以内

面積30cm²以内の長方形



製造会社名/ロゴの例

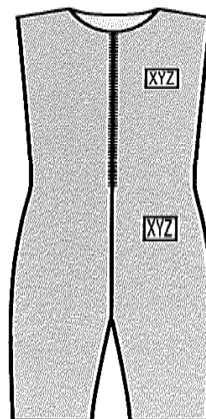
製造会社の装飾的なデザインマーク：10cm以内の帯状

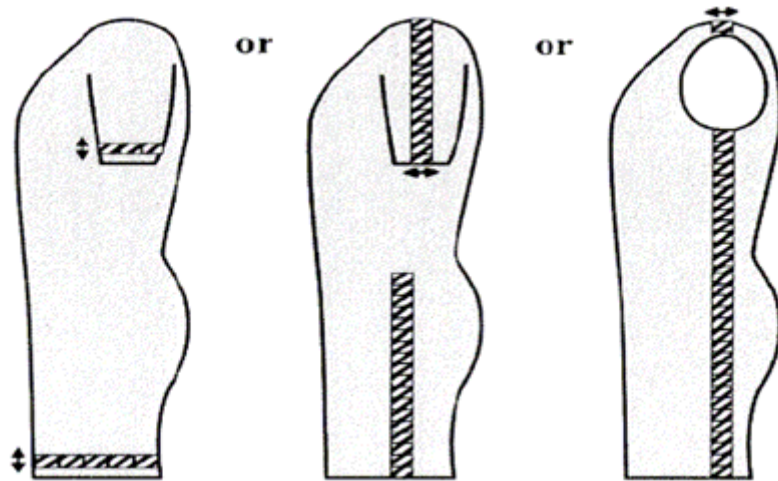
製造会社名/ロゴ（2カ所）

文字が高さ3cm以内、トータル

のロゴの高さは4cm以内

面積20cm²以内の長方形





※クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴ

いずれか1つをベストまたはレオタードの前部の右胸に表示することができる。

直接シャツにプリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内面積40cm²以内の長方形とする。

クラブ名は、ベストの後部につけることができる。その文字の高さは4cm以内とするが、長さの制限は設けない。

3 トップス、トレーニングウェア上衣、Tシャツ、トレーナー、レインジャケット

製造会社名/ロゴの例

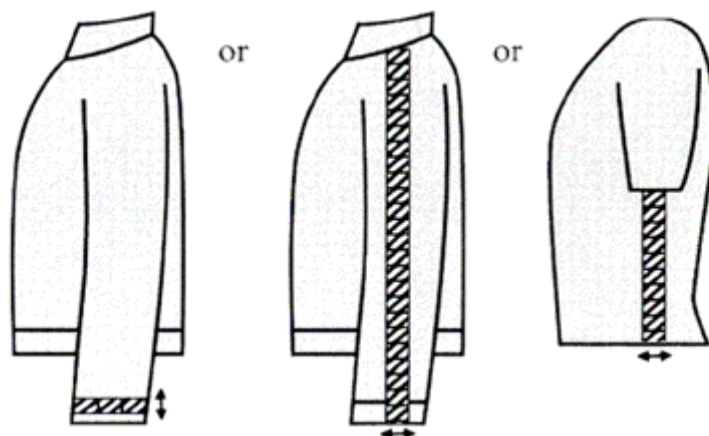
文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内

面積40cm²以内の長方形



製造会社の装飾的なデザインマークの例

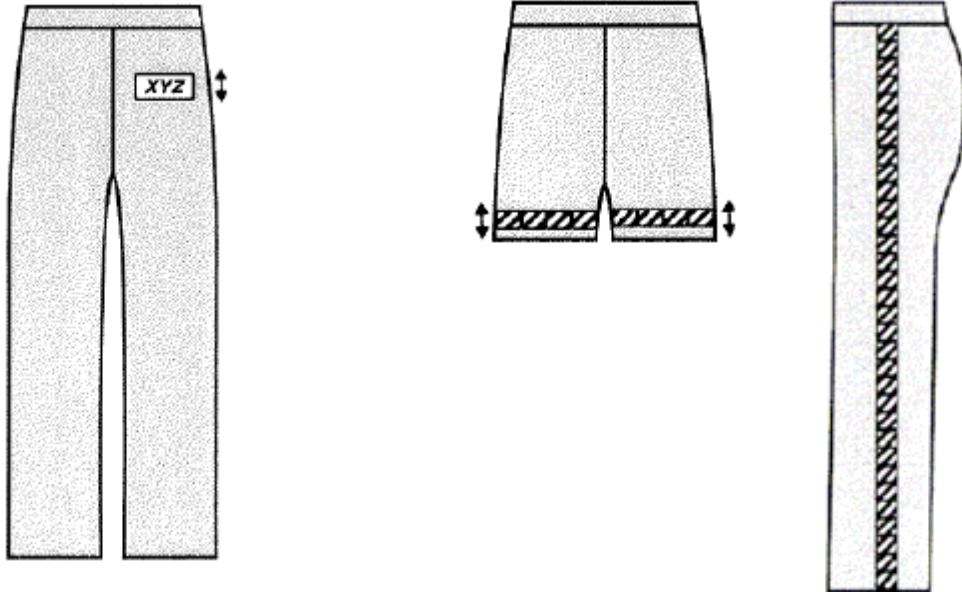
10cm以内の帯状



4 下半身の衣類（ソックス、ショーツ、タイツ等(レオタードを除く)

製造会社名/ロゴの例
高さ4cm以内、面積20cm²以内

製造会社の装飾的なデザインマーク
マーク10cm以内の帯状



5 ソックス

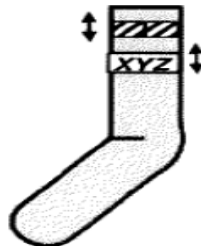
ソックスの製造会社名/ロゴ例

それぞれのソックスに1カ所に表示することができる。

高さ3cm以内、面積6cm²以内とする。

競技者名をそれぞれのソックスに1カ所表示することができる。高さ2cm以内とする。

製造会社のグラフィックまたは象徴的なロゴは、上端に5cmを超えない帯状の1本あるいは繰り返して使用できる。



6 シューズ

競技者が使用するシューズの製造会社名/ロゴは、サイズに制限を設けない。

7 その他の衣類

競技中に競技者によって使用されるその他の衣類(ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンドなど)の製造会社名/ロゴは、衣類(製品)1つにつき1カ所表示することができる。

面積は6cm²以内とする。

8 個人のバッグ

競技者および競技役員が競技場で使用するバッグの製造会社名/ロゴ

各バッグ2カ所まで表示することができる。

それぞれの表示の大きさは25cm²以内とする。

競技者が競技場内で使用する各バックには、ナショナルチームまたは所属連盟のロゴ、旗、当該国の象徴を2カ所表示することができる。
それぞれの表示の大きさは25cm²以内とする。

9 競技用具について（IPC規程）

- レース用車椅子・・・3つの器具（2つの大輪と1つのフレーム）とみなし、それぞれに1カ所表示することができる。
面積は表面積の10%で最大60cm²以内とする。
- 投てき台・・・・・・・・1つの器具とみなし、1カ所表示することができる。
面積は表面積の10%で最大60cm²以内とする。
- 義足・・・・・・・・全ての義足は1つのパーツとする。1カ所表示することができる。